

給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書 特 別 徴 収

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

御注意 1 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記入してください。 2 転勤、再就職等により異動後の転勤先で引き続き特別徴収を行う場合には、下段（転勤等による特別徴収届出書）の事柄を記入し、一月一日現在の住所（課税地）の市区町村長に送付してください。 3 一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。 ※印の欄は記入が必要がありません。	年月日 京都府八幡市長宛	給与支払者 （特別徴収義務者）	所在地 フリガナ 名称 法人番号又は個人番号	〒 -	指定番号		宛名番号		
					担当	係			
					当	氏名			
					者	電話	-	-	
給与所得者			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済月	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動年月日	異動事由	未徴収税額の徴収方法	年1月1日以降退職時までの給与支払額
フリガナ	氏名	旧姓	円	円	円		1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長欠 5. 死亡 6. 会社解散 7. その他 ()	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人が納付する)	社会保険料
生年月日	S・H	年 月 日	円	月分 から	円				
個人番号				月分 まで					
受給者番号									
住 所	1月1日現在	八幡市							
	異動後								

●給与の支払を受けなくなった後の未徴収税額について一括徴収する場合は、次の欄に記載してください。

一括徴収の理由	一括徴収予定額	※市記入欄	世帯コード		個人コード				
1. 異動が 年12月31日までで、本人からの申出があったため。	支払予定日ごとの徴収予定額		合 計 (上記 (ウ) と同額)						
2. 異動が 年1月1日以降で、本人から特別徴収継続の申出がないため。	円			年 度	月割・一括	済	開	事由	処理日
一括徴収出来ない理由	円		円	督促抜取要・不要					
1. 5月31日まで支払われる給与もしくは退職手当等がない、又は未徴収税額より少ないため。 2. その他 (理由)	一括徴収した税額は、 月分で納入します。 (翌月10日納期限)		備考						

●転勤による特別徴収届出書 (左欄外の注意書きを参照してください。)

御注意 1 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記入してください。 2 転勤、再就職等により異動後の転勤先で引き続き特別徴収を行う場合には、下段（転勤等による特別徴収届出書）の事柄を記入し、一月一日現在の住所（課税地）の市区町村長に送付してください。 3 一月一日から四月三十日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。 ※印の欄は記入が必要がありません。	月割額 円 月分から徴収し 納入する。	給与支払者 （特別徴収義務者）	所在地 フリガナ 名称 法人番号又は個人番号	〒 -	指定番号		受給者番号	
					担	係		
					当	氏名		
					者	電話	-	-